明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**一六）　一
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（**金融庁**四〇）　一
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件（**同**四一、四二）　一
○除籍の一部が滅失した件
（**法務**一八二、一八五）　二
○除籍が滅失した件（**同**一八三）　二
○原戸籍の一部が滅失した件
（**同**一八四）　二
○日本国に帰化を許可する件
（**同**一八六）　二
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**一五六）　三
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（**文部科学**九三）　三
○著作権に関する講習会の件
（**文化庁**二一）　四
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件
（**厚生労働**三五一）　四
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**同**三五二）　四
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（**農林水産**一二〇三）　五
○保安林の指定をする件
（**同**一二〇四～一二〇七）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件
（**同**一二〇八～一二一八）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**国土交通**五三三、五三四）　七
○水路測量の実施に関する件
（**海上保安庁**一一九）　八
○航路標識に関する件
（**同**一二〇～一二二）　八
○白山国立公園の公園区域を変更する件（**環境**七八）　九
○白山国立公園の公園計画を変更する件（**同**七九）　九
○白山国立公園の特別地域の区域を変更する件（**同**八〇）　九
○白山国立公園の集団施設地区の区域を変更する件（**同**八一）　九

〔国会事項〕

金融庁　金融庁・財務省・農林水産省
法務省　農林水産省　会計検査院　九

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕

国土調査の実施に関する公示
（国土地理院）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
公立学校共済組合定款の一部変更、企業年金基金解散・清算人就任関係　三〇
会社その他

告示

○国家公安委員会告示第十六号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定により盲導犬の訓練を目的とする法人として指定した財団法人アイメイト協会から、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）第四条第一項の規定に基づき、名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月七日

国家公安委員会委員長　松原　仁

一　財団法人アイメイト協会の名称

(一)　変更前の名称　財団法人アイメイト協会

(二)　変更後の名称　公益財団法人アイメイト協会

二　変更の年月日　平成二十三年七月一日

○金融庁告示第四十号

ミッドランド・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所並びに同項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月七日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　西村　光治　東京都中野区中央二丁目五十三番十二―四百六号

日本における主たる店舗　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル十八階

○金融庁告示第四十一号

ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社が、平成二十四年三月三十日付でＳＢＩ損害保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月七日

金融庁長官　畑中龍太郎